

白岡市水道施設運転管理等包括業務委託

要求水準書

令和8年6月15日

白岡市

# 目 次

第1章 総則	1
第1条 (趣旨)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (契約期間)	1
第4条 (業務の履行)	1
第5条 (関係法令遵守)	1
第6条 (業務の範囲)	2
第7条 (業務の一部再委託)	2
第8条 (貸与品)	2
第9条 (資料の保管)	2
第10条 (盗難、火災等の防止)	3
第11条 (安全管理)	3
第12条 (健康管理)	3
第13条 (危機管理対応)	3
第14条 (環境への取り組み)	3
第15条 (資格保有者の配置)	3
第16条 (職階及び有資格者の基準)	4
第17条 (現場責任者の職務)	4
第18条 (運転管理業務体制)	4
第19条 (業務の実施)	5
第20条 (報告書等の提出及び協議)	5
第21条 (施設の点検整備)	5
第22条 (機器等の故障の対応と簡易修繕)	6
第23条 (小規模修繕)	6
第24条 (要求水準の未達)	6
第25条 (業務内容の変更)	6
第2章 業務の大要	7
第26条 (業務の大要)	7
第3章 業務要求水準	8
第27条 (業務要求水準)	8
第28条 (技術レベル向上の取組)	13

第4章 雑則	13
第29条 (車輛の運行)	13
第30条 (守秘義務)	13
第31条 (帰属)	13
第32条 (疑義)	13

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 白岡市水道施設運転管理等包括業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）が白岡市水道施設運転管理等包括業務委託（以下「本業務」という。）を実施する上で、満たすべき業務水準を定めるものであり、乙の創意工夫や技術力を活用し、効率的に施設が管理できるよう具体的な指針を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要求水準書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「現場責任者」とは、白岡市標準業務委託契約約款（以下「約款」という。）第8条に規定する現場責任者であり、本業務を統括する責任者をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、現場責任者と連携して本業務に従事する者をいう。
- (3) 「簡易修繕」とは、現場責任者及び業務従事者が短時間で対応できるものをいう。
- (4) 「小規模修繕」とは、簡易修繕の範囲を超えるもので、上限金額の範囲において対応できるものをいう。
- (5) 「休日」とは、白岡市の休日を定める条例（平成元年白岡町条例第24号）第1条に規定する市の休日をいう。
- (6) 「平日」とは、前項に規定する休日以外の日をいう。
- (7) 「日中」とは、午前8時30分から午後5時15分までをいう。
- (8) 「夜間」とは、午後5時15分から午前8時30分までをいう。

(契約期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。ただし、契約締結日から令和8年9月30日までの期間は業務準備期間とし、各業務の習熟を行うものとする。

(業務の履行)

第4条 乙は、白岡市水道施設運転管理等包括業務契約書、約款、本要求水準書及びその他関係書類並びに関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転管理・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

- 2 乙は、甲が実施していた業務を包括的に受託することから、現場責任者及び業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。
- 3 乙は、乙の持つ技術力等を活用し、様々な取組みや工夫により、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。
- 4 乙は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に果たすものとする。

(関係法令遵守)

第5条 乙は、本業務の履行に当たり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1)労働基準法
- (2)労働安全衛生法
- (3)職業安定法
- (4)労働者災害補償保険法
- (5)水道法
- (6)電気事業法
- (7)消防法
- (8)騒音規制法
- (9)水質汚濁防止法
- (10)大気汚染防止法
- (11)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12)エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13)個人情報の保護に関する法律
- (14)水道施設設計指針
- (15)水道維持管理指針
- (16)その他関連法令、施行規則、監督官庁からの指示命令等  
(業務の範囲)

第6条 乙が行う業務は、次のとおりとする。

- (1)運転操作監視業務
- (2)水質管理業務
- (3)電気及び機械設備等保守点検業務
- (4)施設維持管理業務
- (5)調達業務
- (6)施設警備業務
- (7)修繕業務
- (8)その他関連業務  
(業務の一部再委託)

第7条 本業務の実施にあたり、乙は、約款第5条の規定に基づく再委託について、甲の承諾を得た場合であっても、業務の実施に当たっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

(貸与品)

第8条 甲は、乙に業務遂行上必要な関係書類、工具、試験機器等のうち要求水準書（別紙）（以下「別紙」という。）5に記載する貸与品を貸与する。

2 乙は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、甲の許可を得て使用することができるものとする。

3 乙は、貸与品等について、台帳を作成して善良な管理を行うものとする。

(資料の保管)

第9条 乙は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、甲の許可無くそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第10条 乙は、本業務の実施にあたり、委託施設の盗難、火災等の防止に努めなければならない。

(安全管理)

第11条 乙は、業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合は、甲に速やかに報告しなければならない。

2 乙は、感電、転落、その他の業務遂行上危険が見込まれる場合は、甲に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

3 乙は、本業務に従事する者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(健康管理)

第12条 乙は、本業務に従事する者の安全衛生管理に注意を払い、徹底しなければならない。

2 乙は、現場責任者及び業務従事者に水道法第21条に定める定期及び臨時の健康診断を実施し、その都度、結果を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の健康診断のほかに、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断を受けさせなければならない。

(危機管理対応)

第13条 乙は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、現場責任者及び業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急連絡表に基づき甲に連絡しなければならない。

3 乙は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応について、甲の危機管理マニュアル等を参考にして、緊急事態対応マニュアルを作成し、甲に提出するものとする。

(環境への取り組み)

第14条 乙は、環境への取り組みについて、特に、次の項目について配慮するものとする。

(1) 環境への負荷軽減に向けた取り組み

(2) 省エネ・低コストに関する取り組み

(資格保有者の配置)

第15条 乙は、本業務を履行するため、次の要件を満たす者を適正に配置しなければならない。

ア 水道技術管理者の資格を有する者

イ 水道施設管理技士（浄水3級以上）

ウ 乙種第4類危険物取扱者

エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者カ

オ 有機溶剤作業主任者

カ 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者

キ 1・2級電気施工管理技士

- ク 電気工事士（２種以上）
- ケ 監理技術者（機械器具設置）
- コ １級ポンプ施設管理技士
- サ 技術士（上下水道部門）
- シ 第３種電気主任技術者

なお、上記キ以降の資格要件に関しては本業務の履行に必要な指示・助言ができるよう乙の社内に配置しておくことができるものとする。

（職階及び有資格者の基準）

第 16 条 本業務に従事する者の職階及び有資格者の基準は、次のとおりとする。

(1)現場責任者

業務全体の責任者として、浄配水施設等の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備及び水質分析等の業務に精通し、高度な技術力と的確な判断力を有している者で、水道技術管理者の資格を有する者とする。

現場責任者は、原則、高岩浄水場に休日を除き常勤（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）しなければならない。現場責任者が不在の場合は、支障なく業務が行える者を配置するものとする。

(2)業務従事者

浄配水施設等の運転管理、水質管理及び電気・機械設備等の保全管理業務の経験がある者とする。

（現場責任者の職務）

第 17 条 現場責任者の職務は、次のとおりとする。

(1)契約書、要求水準書及び浄配水施設等の完成図書により、業務の目的、内容を十分理解した上で、施設の機能を把握し、甲と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図るものとする。

(2)技術上の業務を統括する責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めるものとする。

(3)設備及び管理状況を常に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めるものとする。

(4)その他、本業務遂行のため必要な業務を適切に行うものとする。

（運転管理業務体制）

第 18 条 乙の運転管理業務体制は通年（24 時間 365 日）業務従事者を 2 名以上配置し、業務の内容は次のとおりとする。

(1)運転操作監視業務

運転操作監視業務は、配置された業務従事者が施設の運転操作監視及び連絡受付業務を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、かつ、甲が承諾した場合に限り、他の方法による監視体制とすることができる。

(2)巡視・巡回・日常点検

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は通年で、日中とする。

(3) 電気及び機械設備の定期点検等の保守点検業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は原則、平日の日中とする。

(4) 水質関係の日常業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は通年で、日中とする。

(5) 緊急対応体制

浄配水施設等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。

(6) 業務履行計画書には、第26条(1)～(8)の業務に関する業務体制、責任分担、配置人数などについて、乙の業務実施に関する方針、考え方、具体的方法等を記載すること。

(7) 休憩時間、休息時間、週休日等の就業については、甲の職員の勤務時間、休暇等に関する条例を参考にして定めること。

(業務の実施)

第19条 乙は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに甲が定めた監督員と打合せを行い、契約書、本要求水準書等に基づき、業務履行計画書を作成して甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、業務履行計画書に基づいた、年間業務計画書及び月間業務計画書を作成して甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、業務従事者を定めたときは、経歴書を添えた名簿を作成し、甲の承諾を得なければならない。

4 甲は、承諾した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、乙は誠意をもってこれに対応しなければならない。

5 甲は、緊急を要すると判断した業務については、乙に、他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、乙は甲の指示に従い対応するものとする。

6 乙は、運転管理、図書類及び機器等を正確に理解し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。

7 乙は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練などを実施しなければならない。

(報告書等の提出及び協議)

第20条 乙は、甲の承諾を得た様式に従い、業務日誌、水質管理報告書、月間業務報告書、年間業務報告書、点検及び整備報告書等を、遅滞なく甲に提出しなければならない。

また、提出した報告書等の内容に技術的問題がある場合は、その都度甲と協議しなければならない。

(施設の点検整備)

第21条 乙は、施設を適正に稼働させるため、各種設備・機器の点検整備を行うものとする。

- 2 巡回点検は、浄水処理に係る重要施設の運転状況を目視による確認を中心として、毎日行うものとする。なお、異常を認めた時は、甲に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 日常点検は、簡易な測定器を用いて各種機器を巡視し、異常な音、振動、臭い、高温、油の漏れ及び各種計測計器の指針値などを確認するものとする。なお、異常を認めたときは、甲に報告するとともに必要な措置を講ずること。また、日常で行う整備は、各種機器が正常に稼動するよう機器の清掃、各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品の交換などを行うものとする。
- 4 定期点検は、施設を常に最良の状態で稼動させるため、全設備を対象として専門的知識を有する者により、運転機器を停止して実施するものとする。  
なお、定期点検の詳細は、業務履行計画書に記載した内容に基づき実施するものとする。
- 5 法令点検が必要なものについては、関係法令を遵守して遅滞なく実施するものとする。

(機器等の故障の対応と簡易修繕)

第22条 乙は、日常点検において不良箇所を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときには速やかに甲に報告し、必要な対応を行うものとする。

- 2 故障等の修理が簡易なものである場合には、甲と協議した後、乙が速やかにこの簡易修繕を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、簡易修繕を行った場合は、速やかに簡易修繕の状況を記した書類を甲に提出しなければならない。

(小規模修繕)

第23条 小規模修繕については、その設備等がもつ機能を速やかに回復するため、乙の技術力や経験を駆使して正確かつ安全に対応するものとする。

- 2 業務契約初年度の各施設の小規模修繕の計画は、甲が作成する。次年度以降の各施設の小規模修繕の計画は、あらかじめ甲乙協議し、乙が前年度までの運転管理及び保守点検の実績を基に作成するものとする。
- 3 小規模修繕計画を実施するときは、施工内容、金額等について、甲の承諾を受けなければならない。

なお、小規模修繕計画以外で、突発的な故障等により修繕の必要が生じた場合においては、甲乙協議のうえ計画を変更することができるものとする。

(要求水準の未達)

第24条 乙の原因で本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、乙は速やかに甲に報告するものとする。この場合において、乙は、原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、甲及び乙は協力して、その改善に努めなければならない。
- 3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに甲乙協議のうえ決めるものとする。ただし、協議開始から10日以内に協議が整わない場合は、甲が定め乙に通知するものとする。

(業務内容の変更)

第 25 条 契約期間中において、甲の計画等により対象施設や設備の新設、改修、変更、廃止等に起因し業務内容等に変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その業務内容を定め実施するものとする。

## 第 2 章 業務の概要

(業務の概要)

第 26 条 本業務の概要は次のとおりとする。

### (1) 運転操作監視業務

- ア 浄水場、配水場及び取水施設(以下「浄配水施設等」という。)の中央監視装置による運転操作監視業務
- イ 巡視・巡回点検による防犯状況、施設の施錠等確認、門扉・塀及び建物周辺の保安確認
- ウ 日常点検による機器等の運転状況確認、各種データの記録、機器運転操作
- エ 日常点検による水質状況確認
- オ 各種データの記録、整理
- カ 天災、汚染事故等を含む緊急時の初期対応、緊急連絡
- キ 停電時対応
- ク 薬品等の在庫量確認、注入率管理
- ケ 業務日誌、月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書作成

### (2) 水質管理業務

- ア 水質確認業務
  - ① 日常水質確認業務(色度、濁度、pH 値、臭気、味、遊離残留塩素の確認)  
なお、管末の水質確認の項目は、色、濁り、臭気、味及び遊離残留塩素とする。
  - ② 臨時水質確認業務(適宜必要な測定項目)
- イ 水質管理に関する記録・報告・統計資料の整理
- ウ 水質簡易測定計器の点検・整備
- エ 法定水質検査等の立会い

### (3) 電気及び機械設備等保守点検業務

- ア 浄配水施設等の機械・電気設備等の定期点検、建物の保全及び管理、構造物の点検
- イ 機械・電気設備の不具合調査、整備、簡易な故障の修理
- ウ 消防設備点検、地下貯蔵タンク点検、浄化槽保守点検、空調機器保守点検
- エ 受配電設備、監視制御システム、計装機器等の専門事業者による委託点検
- オ 備品等の保守管理、文書管理、データの記録
- カ 機器点検計画表作成、点検報告書の作成・整理、月報及び年報作成

### (4) 施設維持管理業務

- ア 浄配水施設等の清掃業務

- イ 浄配水施設等の除草及び樹木管理等
- ウ 浄配水施設等の場内及び場外の整理整頓、清潔の維持
- (5) 調達業務
  - ア 次亜塩素酸ナトリウムなどの薬品類の在庫管理と調達
  - イ 水質確認等で使用する試薬の在庫管理と調達
  - ウ 浄配水施設等の電力・燃料の調達
  - エ 保守管理用の備消耗品類の調達
  - オ 安全衛生関係物品の調達
  - カ 専門事業者による点検委託の調達
  - キ 監視用通信費用の調達
  - ク 機械警備機器及びその通信費用の調達
- (6) 施設警備業務（高岩浄水場、岡泉浄水場及び大山配水場）
  - ア 防犯業務
  - イ 火災監視業務
  - ウ 機械警備機器の操作
- (7) 修繕業務
  - ア 浄配水施設等の設備・機器等に故障が発生したときの初期対応と簡易修繕
  - イ 浄配水施設等の小規模修繕
  - ウ 浄配水施設等の小規模修繕計画の作成
  - エ 浄配水施設等の設備・機器等に関する資料の整理
- (8) その他関連業務
  - ア 地震、落雷等の天災を含む緊急時対応
  - イ 休日、夜間における電話対応
  - ウ 職員不在時（休日、夜間等）における高岩浄水場来場者への対応及び入・退出記録作成
  - エ 浄配水施設の見学会、防災訓練等への協力
  - オ その他、甲が必要とする事項

### 第3章 業務要求水準

（業務要求水準）

第27条 甲は、本業務を履行する上で、乙が満たすべき要求を次のとおり定める。なお、その具体的な手法については、乙甲協議のうえ、業務履行計画書に反映するものとする。

#### (1) 業務の基本的水準

乙は、自らの技術力を最大限活用し、浄配水場施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や市民に対する適切な配慮を行うことや環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

## (2) 運転操作監視業務及びその他関連業務

### ア 運転操作の水準

高岩浄水場中央操作室における中央操作（遠方操作・監視）により岡泉浄水場、大山配水場及びその関連施設の運転操作監視を行うものとする。

ただし、設備や機械の故障・不具合発生時や災害時等においては、それぞれの施設や現場盤等での運転操作監視を行うものとする。

- ① 配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等の調整及び配水池水位の監視を行う。なお、「別紙」4の年間運転管理指標を参考に配水量等の調整を行うものとする。
- ② 配水圧力は、下表の指標により一定に保つよう適切に管理しなければならない。

【表1】

施設	指標	備考
高岩浄水場	0.28MPa	停電・災害時等又は需要側給水量の急変による圧力変動があった場合は除く
岡泉浄水場	0.28～0.32MPa	〃
大山配水場	0.20～0.22MPa	〃

### イ 巡視点検の水準

- ① 業務従事者は、高岩浄水場内の巡視を1日3回、運転操作の記録に併せて行うものとする。
- ② その他必要な場合は、適宜巡視を行うものとする。

### ウ 巡回点検の水準

- ① 業務従事者は、岡泉浄水場、大山配水場及び取水井の巡回を原則として毎日1回行うものとする。
- ② 巡回等で外出するときは、必ず携帯電話を携行し、緊急時に備えること。
- ③ その他必要な場合は、適宜巡回を行うものとする。

### エ 緊急時の対応

乙は、設備機器の故障又は不具合が生じ、緊急に措置をしなければならないと判断した場合には、施設の機能を維持できるよう臨機に応急措置を講じ、速やかに甲に報告すること。

なお、応急措置に伴い突発的に発生した修繕も含めることとする。

### オ 訓練の実施

乙は、緊急時に迅速に対応できるように、業務従事者に対し必要な訓練等を行うものとする。

### カ データの記録・分析・整理

乙は、運転管理に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ甲と協議し、これを記録・分析・整理するものとする。

## (3) 水質管理業務

### ア 水質管理の水準

乙は、水質を良好に維持するため、適切な水質管理を実施するとともに以下による確認を行うものとする。また、甲の指示等により確認場所の変更や追加測定を要する場合、これを実施しなければならない。

なお、水質異常が発生した場合は、確認と原因究明のために必要な水質確認を早急に実施するものとし、その水質確認結果については、甲に適宜報告すること。

① 浄配水場の水質管理の要求水準を下表に示す。

【表 2】

場 所	給水栓（高岩・岡泉浄水場及び大山配水場） ろ過機からの浄水（高岩・岡泉浄水場）	
回 数	毎日 2 回（午前・午後）	
管理項目	色度	2 度以下
	濁度	1 度以下
	pH 値	pH5.8～8.6
	臭気	異常でないこと
	味	異常でないこと
	遊離残留塩素	1.0 mg/L

② 管末の水質管理の要求水準を下表に示す。

【表 3】

場 所	西 9 丁目地内モミジ公園内・岡泉地内第 4 号水源及び柴山地内 柴山伏越トイレ	
回 数	毎日 1 回	
管理項目	色	目視
	濁り	目視
	臭気	異常でないこと
	味	異常でないこと
	遊離残留塩素	0.2 mg/L 以上

#### (4) 電気及び機械設備等保守点検業務

乙は、電気・機械・計装設備等の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、浄配水場の運転に支障が無いよう保守点検を行うこと。

##### ア 電気・機械・計装設備保守点検

乙は、「別紙」6 の点検設備機器リストに記載する設備について点検するものとする。

##### イ 電気保安業務（補助）

乙は、「別紙」7 の自家用電気工作物について、電気事業法第 42 条に定める保安規程により甲が実施する自家用電気工作物の保安点検補助（日程調整・立会い補助）を行うものとする。

ウ 消防設備点検乙は、「別紙」8 の消防設備について、消防法に定める点検を実施するものとする。

また、これらの業務を第三者が実施する場合は、あらかじめ甲の承諾を受け、その業務が正確に履行するよう指揮監督を行うこと。

エ 地下貯蔵タンク点検乙は、「別紙」9 の地下貯蔵タンク設備について、消防法に定める規定により点検を行うものとする。

また、これらの業務を第三者が実施する場合は、あらかじめ甲の承諾を受け、その業務が正確に履行するよう指揮監督を行うこと。

#### オ 浄化槽保守点検

乙は、「別紙」10の浄化槽設備について、浄化槽法に定める規定により点検、清掃及び法定検査を実施するものとする。

また、これらの業務を第三者が実施する場合は、あらかじめ甲の承諾を受け、その業務が正確に履行するよう指揮監督を行うこと。

#### カ 空調機器保守点検

乙は、「別紙」11の空調機器設備の点検を実施するものとする。

#### キ 構造物の点検

乙は、水道法施行規則第17条の2第3項に基づくコンクリート構造物の点検について年に1回程度行うこと。

#### ク 施設の使用管理

乙は、本業務の実施に要する監視操作室、仮眠室、その他の施設について、その機能を良好に保つものとする。

#### ケ 備品等の保守管理業務

乙は、施設の維持管理を良好に行うための備品の保守管理を行うものとする。

また、本業務の履行に要する水質計器等の計測機器は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保ち、使用の際に支障がないよう管理するものとする。

#### コ 文書の管理業務

乙は、浄配水施設等の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、毀損・滅失がないよう適正に保管すること。また、甲の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、甲が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行わなければならない。

#### サ データの記録

保守管理に係るデータは、適切に記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、本業務開始前に業務履行計画書に記載するものとする。

### (5) 施設維持管理業務

乙は、浄配水施設等の構造物及び建築物全体を熟知し、整理整頓に心掛け、清潔にするよう努めるとともに、その環境及び機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うものとする。

#### ア 清掃業務

乙は、「別紙」12の清掃対象施設の清掃業務を実施するものとする。

#### イ 除草及び樹木管理業務

乙は、「別紙」13の除草対象施設及び「別紙」14の樹木管理対象施設について美観や維持管理に支障のないよう除草及び樹木管理等を実施するものとする。

#### ウ 環境衛生管理業務

本業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、施設は常に清潔に保ち、水の汚染を防止しなければならない。

## (6) 調達業務

### ア 薬品の調達及び管理

乙は、最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な浄水薬品(水質測定用の試薬類を含む。)の調達及び管理を行うものとする。

#### ①次亜塩素酸ナトリウム

品質精度は、JWWA K120 1級以上とする。また、納入時には計量証明書、検査成績書を提出すること。なお、「別紙」15の薬品調達実績に示す。

#### ②水質測定用試薬

### イ 電力・燃料の調達と管理

乙は、「別紙」16に示す電力調達対象施設の運転管理を良好に行うために必要な電力・各種燃料の調達を行い、適正に管理すること。また、乙は効率的な運営に努め、省エネルギーに尽力するものとする。

### ウ 通信の調達と管理

乙は、「別紙」17に示す通信調達等の対象について、テレメータや電話回線等本業務に必要な通信の調達やその管理を適正に行うものとする。

### エ 消耗品類の調達と管理

乙は、本業務の実施に要する全ての消耗品類の調達と管理を行いその調達と管理にあたっては、浄配水施設等の運転管理に支障をきたすことがないように、適正に行うものとする。

## (7) 施設警備業務

乙は、浄配水施設内の平穏・安全を保つよう施設の施錠、場内、場外の見回りなどの業務を行うものとする。

また、「別紙」18に示す機械警備業務対象施設の機械警備による警備及び警備装置の操作等を行うものとする。

## (8) 修繕業務

### ア 小規模修繕の範囲

小規模修繕の累計金額の上限は、消費税及び地方消費税を含まず年間1,000万円、5年間総額で5,000万円とする。年間上限額、総額上限額を超える場合は甲と協議すること。なお、この場合の年間とは、10月1日から翌年の9月30日までの1年間とする。

### イ 計画的に行う小規模修繕

小規模修繕に係る計画は、業務初年度(令和8年10月1日から令和9年3月31日まで)については、甲が作成し、次年度以降については、あらかじめ甲乙協議のうえ、乙が前年度までの運転管理及び保守点検の実績をもとにこれを作成するものとする。

### ウ 緊急的に行う小規模修繕

乙は、業務期間内において、機能が損なわれた設備または劣化などにより安全が損なわれる恐れが発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

甲及び乙は、重要度・優先度などを協議して緊急に修理及び更新(交換)する必要がある場合は、計画を変更して対応するものとする。

#### エ 小規模修繕予定表

乙は、乙が行う小規模修繕の設備名、修繕内容、金額等必要事項を記載した修繕予定表を作成し、甲の承諾を得るものとする。

#### オ 小規模修繕の報告

乙は、小規模修繕を実施した場合、修繕内容がわかるよう写真や図面等を添付した小規模修繕報告書を甲に提出するとともに修繕履歴を作成し事務室内に保管するものとする。

なお、修繕履歴へ記録する内容や記録の方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (技術レベル向上の取組)

第 28 条 乙は、浄配水施設等の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

2 乙は、業務遂行上必要なマニュアルを作成し、甲の承諾を得なければならない。また、マニュアルは常に見直しを行うものとする。

3 乙は、浄配水施設等の管理技術の伝承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進を図って業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、本業務の履行で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、甲に報告するものとする。

## 第 4 章 雑則

#### (車輛の運行)

第 29 条 乙は、運転監視業務や保安全管理業務等において、場外で作業する場合は乙の所有する車輛を使用するものとする。

2 乙が使用する車輛には、甲の承諾を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 乙の車輛等の事故については、乙が一切の責任を持つものとする。

#### (守秘義務)

第 30 条 乙は、本業務で知り得た甲の施設及び甲の関連情報を本業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て管理している書類や図書を甲の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

#### (帰属)

第 31 条 本業務により作成したマニュアル、データ及び調達物品などは、甲に帰属する。

#### (疑義)

第 32 条 この本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

